

池田町空き家バンクガイド

改2026.1.15

空き家フロー

空き家（現在住んでいない家）を将来どうするか決まっている

はい

空き家を売却または貸し出したい

はい

空き家バンク申請をご検討ください

いいえ

空き家の適正な管理をお願いします

いいえ

一番多いパターンです



空き家を所有しているけど、固定資産税は安いし、とりあえずそのままにしておこう

先延ばしはダメ

建物は傷み、近隣にも迷惑がかかります。資産価値もどんどん下がります。管理不全の状態が続ければ、固定資産税が高くなる場合も。

家の中に荷物がたくさん。片づけてきてない状態では、売ることもできないかな…

できます！

空き家バンク物件は、現況引き渡しで買主が処分するケースが多くあります。

建物の程度が悪くて、売却なんてできないんじゃないかな…

できます！

かなり程度の悪い状態でも売却できた空き家バンク物件も多数あります。解体して新築する場合も。

相続登記とかどうしていいかよく分からない。これじゃあ、空き家バンクの登録もできないよね…

できます！

空き家バンクに登録後、不動産業者のアドバイスのもと、売却の手続きと同時並行で登記を行い売却できたケースも。

売却や賃貸の物件は数が少なく、多くの人が日々物件情報を探しています！

池田町空き家バンクについて

登録すると…

流通性等の観点から、お受けできない場合があります

- 役場と連携している不動産業者が仲介を担当
- この地域に強い不動産ポータルサイト【ココスマ安曇野】に掲載
- 役場もホームページ等において紹介
- 改修・整備の補助金が利用可　※詳しくは裏面をご覧ください



現在の
空き家バンク物件

空き家バンクの一般的な流れ

空き家バンク申請

不動産業者の決定

空き家の内覧・査定

媒介契約

(改修・整備の補助金申請)

広告掲載
(ココスマ安曇野・町HP等)

売買・賃貸借契約

(改修・整備の補助金申請)

不動産業者への仲介手数料
が発生します



空き家バンク
登録について

事例紹介

空き家バンク登録によって、売却後、空き家が利活用された一例です



築150年。
老朽化が進んだ建物でしたが…



リフォーム後、
こんな素敵に！



1Fは不動産事務所、
2Fはギャラリーと
なりました



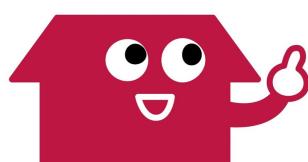
池田町空き家バンク活用事業補助金



空き家バンク登録物件の改修や整備（片付けやハウスクリーニング）費用を補助します



改修事業：上限50万円（補助率1/2）
整備事業：上限30万円（補助率10/10）】併用可



空き家バンク
登録

売買・賃貸借契約前（媒介契約後）
⇒売主（賃貸人）からの申請

売買・賃貸借契約後
⇒売主（賃貸人）または
買主（賃借人）からの申請

※必ず事業実施前の申請
※補助金の支給は売買・賃貸借契約後

～おうちのこと、考えるきっかけにしませんか？～

迷っていたら、まずはお問合せを！

相談だけでもOK！

①役場窓口

総務課 移住定住係

②電話

0261-62-3131

③メール

iju@town.ikeda.nagano.jp